

船橋市主権者教育推進要項

1 目的

学校教育において、主権者としての自覚を培う主権者教育に関する課題を把握し、主権者教育の充実を図る。

2 推進に係る取組内容

- (1) 主権者教育の推進に関する課題を把握する。
- (2) 主権者教育の推進を図るための具体策を立案する。
- (3) 主権者教育の推進の具体策を資料化し、各学校に提供する。
- (4) 推進内容及び方法について検討する。

3 推進の方法

- (1) 本市における主権者教育研究のセンターとしての機能を担い重要事項について審議する主権者教育推進会議を設ける。
 - ①本会は、学校教育部長、総合教育センター所長、選挙管理委員会事務局長、市立高等学校長、社会科副読本編集委員会委員長、研究奨励校中学校長、研究奨励校小学校長、市立船橋特別支援学校長、主権者教育研究委員会委員長、指導課長、社会科担当指導主事をもって組織する。
 - ②本会は、会長1名、副会長1名、事務局長1名を置く。
 - ・会長は、会を代表し、会務を総括する。
 - ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故が生じたときはその代理をする。
 - ・事務局長は立案、調整にあたる。
 - ③会長は学校教育部長、副会長は互選とし、事務局長は指導課長とする。
 - ④事務局は指導課に置き、事務局員は社会科担当指導主事とする。
 - ⑤オブザーバーとして船橋税務署の職員を1名配置する。
- (2) 主権者教育推進委員会を設け、本市における主権者教育研究の実践にあたる。
 - ①本会は、総合教育センター担当、選挙管理委員会担当、市立高等学校担当、社会科副読本編集委員会委員代表、研究奨励校中学校担当、研究奨励校小学校担当、主権者教育研究委員会委員代表、指導課長、社会科担当指導主事をもって組織する。
 - ②事務局は指導課に置き、事務局長は社会科担当指導主事とし立案、調整にあたる。
- (3) 本要項の目的達成及び推進に係る資料収集については、必要に応じて小中学校に協力を依頼する。
- (4) 主権者教育推進の具体策について、必要に応じて、主権者教育推進協力員（校）を設ける。協力員は市内小・中・特別支援学校、市立高等学校教諭等とし、該当者所属の学校に依頼する。

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

この要項は、令和4年5月1日から施行する。